

## 市民後見人活動団体と連携し 事業を推進します

釧路市内には、2つの市民後見人活動を行っている団体があります。釧路市権利擁護成年後見センターでは、後見活動を行う2つのNPO法人と連携して活動を進めていきます。住み慣れた町で安心して暮らせるように市民団体と共に後見活動を充実し、連携していきます。

### NPO法人 くしろ市民後見センター

問い合わせ先  
TEL 0154-23-3163

### NPO法人 後見ネットワーク阿寒

問い合わせ先(畠山)  
TEL 090-2810-1761

市民後見人養成講座を受講した市民で立ち上げたNPO法人です。後見等の必要な市民が安心して地域で暮らせるよう支援します。

## 釧路市権利擁護成年後見センター 相談窓口のご案内

### 相談内容

- ・成年後見制度の利用について
- ・申し立て手続きの方法について
- ・後見人活動について
- ・その他必要な情報提供など

※相談は無料です

### 時間

月～金曜日  
(土・日・祝日および年末年始はお休みとなります。)  
9:00～17:00

### 相談場所

釧路市権利擁護成年後見センター  
(釧路市総合福祉センター3階)

### 連絡先

釧路市権利擁護成年後見センター  
TEL.0154-24-1201



### 社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会 釧路市権利擁護成年後見センター

〒085-0011 釧路市旭町12番3号  
釧路市総合福祉センター3階  
電話:0154-24-1201 FAX:0154-24-3762  
E-mail webmaster@kushiro-city-shakyo.or.jp

# 釧路市 権利擁護成年後見センター

～成年後見制度の利用をサポートします～

日常生活に不安のある方は、お気軽にご相談ください。

認知症が進行しているひとり暮らしの親が心配。消費者被害等に遭っていないか気がかり。

近くに住む友人は身寄りがなく、最近物忘れが気になるようになってきた。これからの本人の生活が心配。

障がいがあり判断能力が不十分な息子がいるが、自分も高齢なので信頼できる人に息子の金銭管理をお願いしたい。

など

※相談は無料です。

社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会  
釧路市権利擁護成年後見センター

# 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。成年後見人等がそのような方々の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類です。

## 法定後見制度

本人やご家族などが家庭裁判所に申し、後見人等が選任されます。判断能力により次の3種類になります。

### 後見

常に判断力を欠いており、日常の買い物も一人では難しい人

### 保佐

判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人ではできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい人

### 補助

判断能力が不十分で、重要な財産の管理などを一人することが不安な人

## 任意後見制度

本人の信頼のおける人に判断能力が衰えた後の処理を委託し、公証人役場で任意後見契約を結びます。判断能力が衰えてきたときに家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」のもとで、任意後見人による支援をうける制度です。

# 成年後見人等は何をするの？

成年後見人等の職務は、「**財産管理**」と「**身上監護**」です。  
(保佐・補助の場合は、援助者に付与された権限の範囲になります。)

## 財産管理

不動産や現金などの財産を本人の立場にたって安全に管理します。

## 身上監護

本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等にかかわる手続きをお手伝いします。

※後見人の職務でない一例

介護や食事の世話、身元引受人や保証人、医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続き、死後の事務(葬儀など)



# 釧路市権利擁護成年後見センターの業務

## ■権利擁護・成年後見の相談をお受けします

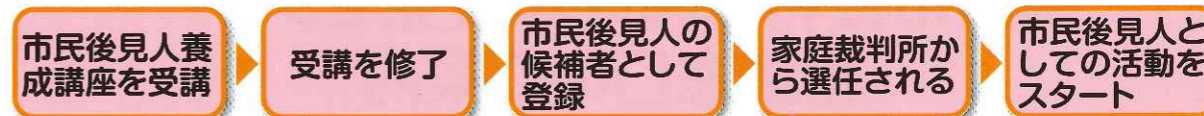
地域で身近な成年後見制度の相談窓口として、制度の説明や申立手続きの支援、後見活動の相談に応じます。



## ■制度の普及や後見人の連携・育成・支援に取り組みます

市民後見人の養成と活動の支援を行います。

### ●市民後見人として活動するまでの流れ



多くの人たちに制度への理解や協力を得るため、PR活動や養成講座等の学習会、また市民後見人や支援者等のスキルアップ講座や連絡会を開催します。

## ■地域の支えあいで支援活動を進めます

サポートの必要な人に対して「地域福祉のまちづくり」を目指し、住民・専門家・福祉関係者・行政等の連携による支援活動をすすめます。

## 日常生活自立支援事業

釧路市社会福祉協議会では、成年後見制度推進のほか、権利擁護の取組みとして、地域で安心して生活できるため、日常生活自立支援事業を行っています。

### 援助内容

- ①福祉サービスの利用援助 (福祉サービスの利用に関する手続きなど)
- ②日常的金銭管理 (公共料金の支払い手続き、生活費の払戻しなど)
- ③書類等の預かりサービス (預貯金の通帳等の大切な書類の保管)